

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人が、平成24年8月8日付けで提起した伊丹市福祉事務所長の生活保護停止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

伊丹市福祉事務所長が平成24年6月21日付けで審査請求人に対して行った生活保護停止処分を取り消す。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、伊丹市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成24年6月21日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護停止処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものです。

第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次のとおり主張しているものと解されます。平成24年4月頃から請求人は新しい職に就き、収入が増えたことから、処分庁は本件処分を行ったが、平成24年1月から支払われていない前夫からの養育費を収入として認定したうえで本件処分を行っている。また、処分庁は停止期間を定めておらず、さらに、6月1日に遡って本件処分を行っており、不当であるため、取消しを求める。

第3 当庁の認定した事実及び判断

1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

- (1) 請求人は、平成21年1月30日に生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を行い、処分庁は、同年2月9日付け第64755号により、保護開始決定処分（開始日 平成21年2月1日）を行い、請求人に通知したこと。

- (2) 同年6月18日付けケース記録によると、「仕送り収入の認定について 主は現在離婚に向けての手続きを進めているが、このたび、夫より毎月養育費が振り込まれる旨の調停が成立する。(別紙参照) 以上により7月1日付仕送り収入を月額40,000円認定する。」と記載されていること。
- (3) 同年7月10日付けの、請求人から処分庁に提出された、同年7月分収入申告書によると、「仕送りによる収入」として「有」、「内容 40,000円」、「仕送した者の氏名 [REDACTED]」と記載されていること。平成23年12月5日付けの同年12月分、平成24年1月31日付の同年1月分、同年2月29日付の同年2月分収入申告書においても、同様に記載されていること。
- (4) 平成21年7月16日付けケース記録によると、「○夫よりの仕送り収入について 予定通り6月末に40,000円入金されたとのこと。」と記載されていること。
- (5) 平成24年1月4日付けケース記録によると、「【来所】(中略)前夫からの仕送りについては従来通り月額40,000円とのこと。」と記載されていること。
- (6) 同年4月3日付けケース記録によると、「前夫からの仕送りが1月から入っていないが弁護士を通じて督促してもらっているので多分入るだろうとのこと。」と記載されていること。
- (7) 同年3月31日付けの、請求人から処分庁に提出された、同年3月分収入申告書によると、「仕送りによる収入」として「無」と記載されていること。同年4月30日付の同年4月分、同年5月25日付の同年5月分収入申告書においても、同様に記載されていること。
- (8) 同年5月8日付けケース記録によると、「【電話】(中略)主に対し仕送(養育費)収入が1月から止まっていることについて、現在収入認定を行っているが生活上困っていないか話すも、主よりそのまま仕送り収入として収入認定しておいてくださいとの主からの申し入れあり、さらに主は、止まっていることについて一度弁護士さんに相談しますとのことである。」と記載されていること。
- (9) 同年6月21日付けケース記録によると、
「主より6月分の収入申告書の提出あり
今月収入が多いとの事で生活保護の要否判定を行う。



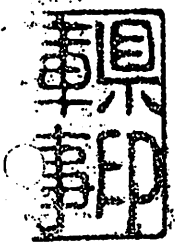
最低生活費	収 入	控 除
生活費 164,880円	172,700円 (勤労)	28,380円
(教育・一時扶助含む)	40,000円 (養育費)	(基礎分)
住宅費 0円	10,000円 (児童手当)	4,253円

医療費 16,528円
保険料 2,300円 (国保)

183,708円 222,700円 32,633円

183,708円 < 190,067円

上記のとおり保護費が否となる。しかし就労開始すぐのため、状況見守りの必要あり平成24年6月1日付けで生活保護を停止する。」と記載されていること。

- 
- (10) 同年6月21日、処分庁は本件処分を決定し、同日付け第5264号により請求人に通知したこと。なお、同通知によれば、「停止する時期」として「平成24年6月1日～至 平成 年 月 日」、「理由」として「 さんの働きによる収入の増加・取得 児童手当認定による」と記載されていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

- (1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものであり、同条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるもの」とされています。これは、保護制度における基本的な原理のひとつである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない。」とされています。

- (2) 法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同条第2項によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすのに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされています。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって要保護者各々について具体的に示され、そして、その保護の要否及び程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者世帯の資力（収入等）とを比較し、その資力で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものです。

(3) そして、保護の実施機関が保護の要否を判断する基準について、厚生労働事務次官通知(昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下「次官通知」という。)第10では、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。」とされています。

(4) また、次官通知第8-3-(2)イ-(ア)によれば、「仕送り、贈与等による収入」について、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」とされています。

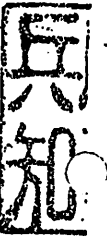
(5) 本件についてみると、当庁の認定した事実(2)及び(3)のとおり、請求人は平成21年7月分の収入について、月40,000円の仕送りがあることを処分庁に申告し、処分庁はこれを(4)により収入として認定しています。

(6) 同様に、当庁の認定した事実(3)のとおり、平成24年2月までの間、同額の仕送りがあることを請求人は処分庁に申告していますが、当庁の認定した事実(7)のとおり、同年3月以後は、仕送りが無い旨を申告しています。しかし、当庁の認定した事実(8)のとおり、処分庁はこの仕送りを引き続き、(4)による収入として認定しており、また、当庁の認定した事実(9)のとおり、請求人にかかる(3)による保護の要否を判断するにあたっては、収入として認定したうえで本件処分を行っており、この点について本件処分には重大な瑕疵があったことが認められます。

(7) ここで、処分庁が本件処分に際して行った、当庁の認定した事実(9)による保護の要否の判断について、請求人の申告どおり、仕送りが無いものとして検討すると、次のとおり最低生活費が収入充当額を上回り、保護要となります。

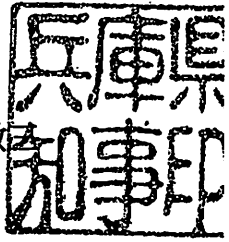
最低生活費		収入充当額	
生活費	164,880円	就労収入	172,700円
住宅費	0円	基礎控除	△28,380円
医療費	16,528円	必要経費	△4,253円
保険料	2,300円	児童手当	10,000円
計	183,708円	計	150,067円

以上のことから、本件処分には、重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法(昭和37年法律160号)第40条第3項の規定を適用して、主文のように裁決します。



平成24年10月 4日

兵庫県知事 井戸 敏彦



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

